

Title	異性愛主義と(非)主体
Sub Title	Heterosexism and "(Un)Subject"
Author	大貫, 拳学(Onuki, Takamichi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2003
Jtitle	哲學 No.109 (2003. 3) ,p.249- 272
JaLC DOI	
Abstract	The purpose of this paper is to consider the heterosexism and the public/private dichotomy in modern society, paying attention to the concept of "(un)subject" which Judith Butler uses to mention "non-heterosexual". "(Un) Subject" is the marked term to the "legitimate" subject, therefore his or her existence is disregarded or imaged as something that is disliked vaguely. Since the "non-heterosexual" as an "(un) subject" is not arranged in the specific position of the socioeconomic structure, she or he can hardly be the object of material exploitation directly through the category concerned. But by appearing not to be included in the socioeconomic structure, "non-heterosexual" is concerned with the socioeconomic structure paradoxically. In other words, the public/ private dichotomy in social space based on gender division of labor premises the heterosexism, and in order to be able to constitute such heterosexism ideologically, the identity of "non-heterosexual" as a "constitutive outside" is indispensable. In short, "non-heterosexual" is related to the socioeconomic structure in such a "negative" way.
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000109-0249">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000109-0249</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

投稿論文

## 異性愛主義と(非)主体

大 貫 拳 学\*

**Heterosexism and “(Un)Subject”***Takamichi Onuki*

The purpose of this paper is to consider the heterosexism and the public/private dichotomy in modern society, paying attention to the concept of “(un)subject” which Judith Butler uses to mention “non-heterosexual”.

“(Un)Subject” is the marked term to the “legitimate” subject, therefore his or her existence is disregarded or imaged as something that is disliked vaguely. Since the “non-heterosexual” as an “(un)subject” is not arranged in the specific position of the socioeconomic structure, she or he can hardly be the object of material exploitation directly through the category concerned.

But by appearing not to be included in the socioeconomic structure, “non-heterosexual” is concerned with the socioeconomic structure paradoxically. In other words, the public/private dichotomy in social space based on gender division of labor premises the heterosexism, and in order to be able to constitute such heterosexism ideologically, the identity of “non-heterosexual” as a “constitutive outside” is indispensable.

In short, “non-heterosexual” is related to the socioeconomic structure in such a “negative” way.

---

\* 慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程（社会学）

## 1. はじめに

本稿の目的は、J. バトラーの言う「(非)主体」という概念に着目して、近代社会における公私の分離と異性愛主義について考察することにある。

ポスト構造主義やカルチュラル・スタディーズ、あるいは社会構築主義といった理論的潮流以後、主体/アイデンティティを言説以前の所与として設定することに疑問が投げかけられるようになった。フェミニズム理論やセクシュアリティ研究においても、これらの理論的影響と実践的課題との交錯のなかで、性別カテゴリーやセクシュアル・アイデンティティを議論の出発点にすることは、もはや不可能となっている。そして、そのような立場を徹底させた論者のひとりとして、バトラーを挙げることができるだろう。

だが一方で、バトラーに対しては、制度の物質的側面や社会構造を軽視しているとの批判が加えられている。そして、こうした批判は、バトラーがジェンダーの問題をセクシュアリティの問題に還元してしまっているという指摘と、しばしば論理的に平行してなされている (cf. McNay 2000: 26)。

そこで、本稿では、性差別との関係に目を向けながら、異性愛主義の「物質的」側面と「主体(化)」のありようとの関連性を検討したい。

## 2. バトラーの「主体」観と「(非)主体」

### 2-1 ジェンダーのパフォーマティヴィティ

バトラーは、性別カテゴリーの言説的構築を論じたフェミニズム理論家として知られている。彼女は、「女」という安定した主体があらかじめ存在するという思考を、「実体の形而上学」(Butler 1990=1999: 52)と呼んで否定する。M. フーコーの言うように「権力の法システムは、まず主体を生産し、のちにそれを表象する」のであるから、「女」というカテゴ

リー自体が、性差別の権力構造によって生産されたものなのだ (Butler 1990=1999: 20). だとすれば、「女」という名づけの前提にある（とされる）セックスもまた、「ジェンダーと同様に、社会的に構築されたものである」(Butler 1990=1999: 29). つまり、生物学的性別たるセックスのうえに、社会・文化的性別としてのジェンダーが構築されるのではなく、「セックスを前・言説的なものとして生産することは、ジェンダーと呼ばれる文化構築された装置がおこなう結果なのだと理解すべきである」(Butler 1990=1999: 29).

バトラーによれば、「ジェンダーは結局、パフォーマティヴなものである」(Butler 1990=1999: 58). ここで言う「パフォーマティヴ」とは、言語行為によって主体が構築されることを意味している。

ジェンダーはつねに「おこなうこと」であるが、しかし、その行為は、行為のまえに存在すると考えられる主体によっておこなわれるのではない。……アイデンティティは、その結果だと考えられる「表出」によって、まさにパフォーマティヴに構築されるものである。(Butler 1990=1999: 58-9)

つまり、行為（や名づけ）のまえに起源としての主体が存在するのではなく、個々の言説実践によって、遡及的に、主体が（あたかも起源であるかのように）設定されるのである。だが、そこには起源がないから絶えざる引用・反復が必要となる。「セックスは時間を通して強制的に物質化される理念的構築物である」(Butler 1993: 1) から、身体的性差はそれ以上還元不可能な与件として経験されるのだ。しかし他方で、「パフォーマティヴィティ」は、その引用性ゆえに、既存のコンテクストからのズレを生じさせる可能性を常に秘めている。たとえば、異装や服装転換が、ジェンダーを模倣することによって、起源にあるとされてきたジェンダー自体の

模倣性を浮かび上がらせることもある。「オリジナルとは模倣そのものの結果だ」という概念を産み出すのは、模倣にほかならない」(Butler [1991] 1993=1996: 124).

こうしてバトラーは、パフォーマンスの時間的契機を強調する。「『行為』は瞬時の出来事ではなく、時間の地平をもつ繋がりであり、発話の瞬間を超えた反復の凝縮なのである」(Butler 1997b=1998: 19). そして、このような慣習の強化と秩序の攪乱の双方を同時に理論化するために、彼女は、「エイジェンシー」という概念を用いている。「『行為体』[エイジェンシー]は、その〔パフォーマンスな「意味づけ」の〕反復のひとつの変種の可能性として位置づけられるべきである」(Butler 1990=1999: 255). 社会学における行為主体におきかえて述べるならば、それは、完成した「主体」ではなく、常に「主体化」の過程にありながらも、既存の秩序からのズレを潜在的に含んでいるようなあり方と言ってよいだろう。

もちろん、性別二元論を前提とした「歴史的現在」において、エイジェンシーは、「ジェンダー」から完全に自由になれるわけではない (Butler 1990=1999: 25). 「女」という名づけは、いわば「強制的命令」としてなされる。バトラーは、性別二元論を強制する「現在の権力の磁場」を、「異性愛のマトリクス」と、あるいは「異性愛のヘゲモニー」と呼んでいる<sup>1</sup>。ここで重要なのは、ジェンダー規範（性別カテゴリーの有意性）が、「異性愛」というセクシュアリティのあり方に関連づけられていることである。

安定したセックスは、異性愛の強制的な実践をとおして対立的、階層的に定義されるさらに安定したジェンダー概念によって表出される

<sup>1</sup> 「異性愛のヘゲモニー」と表記するようになったのは、「再定義に向かって開かれた」(Butler 1994=1996: 57) ものにするためだという。

(男性性はオスを表出し、女性性はメスを表出する) と考えられている。(Butler 1990=1999: 263)

「異性愛」とは、「男」は「女」を、「女」は「男」を性愛の対象とすることであり、それは、性別カテゴリーを前提としているのだが、この異性愛規範が、逆にジェンダー規範を維持・強化するのである。

そして、このような「ジェンダー・アイデンティティを理解可能なもの」にしている文化のマトリクスにおいては、ある種の『アイデンティティ』は『存在する』ことができない」(Butler 1990=1999: 47) とバトラーは言う。つまり、「ゲイ」「レズビアン」などの「非異性愛者」は、「理解不可能なもの」と位置づけられることになる。

## 2-2 異性愛の文化における「(非)主体」

バトラーは、「同性愛」に関する表象を分析し、「ゲイの男性は禁止の対象として存在している」が、「レズビアンはこの言説の中には禁止された対象としては呈示もされていない」と論じる (Butler [1991] 1993=1996: 123)。ここでまず指摘されているのは、「ゲイ」と「レズビアン」の非対称性である。実際、「ゲイ」の人たちの存在が、(たとえ否定的な形であれ) 知られるようになったあとも、レズビアンは長い間不可視の存在だった。竹村和子は、そのような「女のセクシュアリティおよび女の同性愛の無化と不可視性」の背後に「女/男のセクシュアリティを非対称的に捉え、女を脱性化するセクシュアリティの配置」の存在を指摘する (竹村 2002: 48)。つまり、レズビアンの不可視性は、ホモフォビア (同性愛嫌悪) のみならずミソジニー (女性蔑視) にも、もとづいている。

しかしその上で、バトラーは、「レズビアン」に限らず、「現在の風潮の中では、あらゆる種類のホモセクシュアリティが抹消され、圧縮され、あげくのはてに過激な同性愛嫌悪的空想の場へと再構成されてしまう」

(Butler [1991] 1993=1996: 124) のだと言う。フーコーは近代における「主体化=服従化」のプロセスを明らかにしたが、バトラーによれば、「抹消という計略」を彼は「考慮し損なっている」(Butler [1991] 1993=1996: 133)。彼女は、このように「抹消」された、いわば「存続不可能な主体」を「(非)主体」と呼ぶ。

抑圧は存続可能な主体を制定することによって、そして存続不可能な主体の領域を制定することによって、ひそかに作用することもできるのだ。そのような存続できない(非)主体(un)subjectを「のけ者 abject」とも呼べるかもしれない。(Butler [1991] 1993=1996: 123)

バトラー自身は、この「(非)主体」という概念にさほど大きな役割を与えていない。しかし本稿では、異性愛主義における主体(化)のありようを考察するにあたって、この概念に着目したい。たとえば、生徒が同性に対するセクシュアルな感情を示しても、学校教育の現場においては、それを思春期の一過性のものとみなすような権力が働いているのは、「抹消」と言ってよい。また、L. ベルサーニによれば、「乱交」、「受身のアナル・セックス」という(必ずしも事実とは一致しない)嫌悪されるイメージを介して、エイズの原因がゲイ男性の肛門性交に求められている(Bersani 1988=1996: 129)。ここで問題なのは、それぞれの言説や表象が事実誤認の内容を含んでいること自体ではない。そもそも、「ホモフォビアの言説は、特定の真か偽かの内容を持った、つまり理性的に検証できる発言の集合とはみなしえない」(Halperin 1995=1997: 52)。なぜなら、ヘテロセクシュアリティは、「ホモセクシュアリティを問題化し、汚れたものとして棄却して、自分は特権的で徴のつかない高みへと上る」(Halperin 1995=1997: 68)からだ。「ホモセクシュアル」とは、「何か一つの実体の

あるもの」の記述,「自然種につけられた名」ではなく,ヘテロセクシュアルを無徴項として生み出すための有徴項なのである (Halperin 1995=1997: 68-9). それゆえ,「ホモセクシュアル」は「論理的には矛盾する観念が投げ捨てられる記号論的ゴミ捨て場」となる (Halperin 1995=1997: 69).

つまり,「(非)主体」とは,「真っ当な社会成員」たる「正しい主体」にとっての有徴項であり,それゆえ存在を無視され,あるいは漠然と嫌悪のイメージを押し付けられるような存在のあり方とすることができる. もちろん,何が「正しい主体」かは,相対的な問題でしかない. フェミニズムが指摘してきたように性差別社会においては,(異性愛の)女性もまた,男性との関係の中では,「真っ当な社会成員」とはみなされない. だが,本稿ではさしあたり,「非異性愛者」を,「異性愛者」との関係における「(非)主体」と捉えて論を進めることとしたい.

ところで,「前一言説的」領域を非歴史的所与として設定する一部のラカン派フェミニストを批判するバトラーは,しかし,あるいはそれゆえ,固定的な言説体系を自明視せずに,当該言説体系によって捉えきれないような残余 the left への眼差しを重視する. つまり,語りえぬものへの眼差しという点においては,精神分析と問題関心を共有するのである. 彼女は,「存在しないことを選択する意志」「批判的な非主体化」(Butler 1997a=2000: 99)の可能性を考える上で,G.アガンベンに言及し,「わたしたちは『存在』を,まさにいかなる特定の呼びかけによっても汲み尽くされない潜勢力として読み直すことができるかもしれない」(Butler 1997a=2000: 100)と述べている.

だが,「(非)主体」を,このような「非主体」や「特定の呼びかけによっても汲み尽くされない潜勢力」と考えてはならない. バトラーは,「存在できない」アイデンティティについて,「ジェンダー混乱の多様なマトリクスを切り拓く批判の機会を与えるものとなる」(Butler 1990=



1999: 47) と述べている。しかし、たとえ権力関係の「攪乱」の契機になりえるとしても、それ自体は、言説/権力の外部にある存在ではない。たとえば、「同性愛」というカテゴリーも、そもそもセクシュアリティの装置によって成立しているのである (Foucault 1976=1986)。

したがって、「(非)主体」とは、決して「主体とならない者」(鶴殿 1999: 186) ではなく、「主体」としてのありようを、いささかレトリカルに示した概念だと考えられるだろう。実際、バトラーも、あえて括弧をつけて「(非)主体」と、あるいは「存続不可能な主体」(Butler [1991] 1993=1996: 123. 強調は引用者) と表記しているのである。だから、厳密には、さきの「存在できない」アイデンティティというのも、「存在できない」ものとして「存在する」アイデンティティと言うべきである。

### 3. 物質的なるものと象徴的なるもの

#### 3-1 分配の政治/承認の政治

L. マックナイは、アイデンティティの社会的構築についての理論化を重要と認めながらも、バトラーに代表される最近のフェミニズムは、象徴的なるもの the symbolic の問題に過度に焦点を当てたため、物質的なるもの the material の問題を十分に扱うことができていないと批判する (McNay 2000: 14-7)。では、前節でみたような「(非)主体」としての「非異性愛者」のアイデンティティのありようは、社会制度の物質的側面とどのように関係づけられるべきだろうか。その問題を考える手がかりとして、N. フレイザーによる分配の政治/承認の政治という区分、およびそれに対するバトラーやI. ヤングの批判を概観しておこう。しばしば、制度への視座が不十分だと批判されるバトラーであるが、ここではめずらしく異性愛主義の物質的側面を強調するのである。

フレイザーは、20世紀末における政治的課題として、ジェンダー、エスニシティ、セクシュアリティなど、「集団のアイデンティティ」の承認

をめぐる問題が注目される一方で、「物質的不公平」や「社会経済上の再分配」の問題が軽視されがちであるという認識から、「今日の正義は再分配と承認の“両方”を必要とする」のだと主張する (Fraser 1995=2001: 103-4). そして彼女は、社会経済的な不公平に関する「分配の政治」と、文化的な不公平に関する「承認の政治」を分析的に区別し、「ジェンダーと『人種』」という「二価共同体」、すなわち「社会経済上の不均衡配分と文化的な誤承認の両方を被っている」集団を事例に、「分配の政治」と「承認の政治」との矛盾や調和の検討を試みようとする (Fraser 1995=2001: 104/111). その際フレイザーは、こうした「二価共同体」の両側に、「その存在が完全に政治経済に根差す、理想典型的な共同体様式」として「搾取される階級」を、「承認型の構成モデルが当てはまる理想典型的な共同体様式」として「嫌悪されるセクシュアリティ」を配置する (Fraser 1995=2001: 109-10). つまり彼女は、セクシュアリティに関する差別・抑圧<sup>2</sup>を、社会経済的なものとしてではなく、もっぱら文化のレベルに属するものとして捉えるのである。フレイザーによれば、ジェンダーは、「有償の『生産的』労働と無償の『再生産的』家事労働という基本的な区分を構築」するとともに、支払い労働内においても女性を周辺労働力に位置づけるから、この点では「社会経済的な不平等」の問題と考えられる (Fraser 1995=2001: 112). だが同時に、男性中心の文化において女性の「価値の切り下げと軽蔑」という「文化的性差別」が存在するという点で、「文化的誤認」の問題でもある (Fraser 1995=2001: 112). しかし他方で、セクシュアリティについては、「同性愛者だけで、一つの搾取される階級を構成している訳」ではないから、「同性愛者たちが被る不公平は純

<sup>2</sup> I. ヤングは、「差別 discrimination」と「抑圧 oppression」を区別し、非差別は、差異の否定を意味するが、非抑圧は、アファーマティヴ・アクションのような異なった取り扱いを正当化しようと述べる (Young 1990: 195-7). だが、本稿では、この概念的区別は採用せず、「差別・抑圧」と併記しておく。

粹に承認の問題である」(Fraser 1995=2001: 110).

バトラーは、この分配/承認という区分を、「新しい社会運動を『単に文化的なもの』と同一視」するものだと批判する (Butler 1998=1999: 230). 実際、現在のアメリカ合衆国において、「非異性愛者」たちは、さまざまな物質的な不利益を受けている.

〔彼/彼女らは〕 国家により是認された家族概念（つまり税法上と財産法上での経済単位）から排除され、……ときによっては言論の自由や集会の自由を奪われ、……死にかけている恋人のために緊急医療処置についての決断を下す権利も、死んだ恋人の持ち物を引き取る権利も、死んだ恋人の体を病院から引き取る権利すらも法によって奪われている (Butler 1998=1999: 235)

あるいは、レズビアンたちの貧困率の高さや、HIV や AIDS の人々への差別的な扱いをも考える必要がある (Butler 1998=1999: 235-6). そしてバトラーは、文化/物質という二元論自体への理論的懐疑を表明する. たとえば、M. モースや C. レヴィ=ストロースの理論において、文化的領域と物質的領域との区分は決して明確なものではなく、贈与交換は、どちらの領域にも還元できないような過程のなかにあった. 「構造主義によるマルクスへの補足に加えて、文化と物質的生活との区分はいまやどこから見ても崩れかかっているのだ」 (Butler 1998=1999: 236).

このバトラーの批判に対して、フレイザーは、自らの立場は、「承認の不平等を『単に文化的なもの』と貶めることでは決してな」と述べた上で (Fraser 1998=1999: 242), 分配/承認という区分は、少なくとも分析上は有効であると主張する. バトラーの言うように、たしかに前資本主義社会において「経済的/文化的という区分は通用しなかった」が、この区分を「資本主義社会……に適用すれば、非常に有意義で有用」なものとな

る (Fraser 1998=1999: 249). この反論の過程でフレイザーが強調するのは、バトラーが「物質」と「経済」とを混同しているということである。つまり、分配/承認という区別は、経済/文化の関係で把握すべきであるのに、バトラーは、これを物質/文化の関係に読みかえてしまっている。フレイザーによれば、「誤認という不公正は、不平等分配という不公正と同じくらい物質的なものである」(Fraser 1998=1999: 245). だから、「非異性愛者」がおかれている物質的に不公正な状況をいくら事例として挙げて、自分への批判としては意味をなさないという。

伊野真一は、フレイザーの論旨をふまえて、バトラーに不十分なのは『物質的』というより『経済的』な視点」(伊野 2000: 251) だと論じる。だが、実はフレイザー自身、「社会経済」「政治経済」「物質的」という語をほぼ互換的に用いている。そもそも、フレイザーの分配/承認という軸は、「政治経済構造」に基礎をおく「社会経済的な不公平」と、「表現、解釈、コミュニケーションという社会的なパターン」に基礎をおく「文化的あるいは象徴的なもの」という区分に対応しているものだった (Fraser 1995=2001: 105-6). そして、前者の救済策として「政治経済上の再構成」が、後者の救済策として「文化的・象徴的な変化」(Fraser 1995=2001: 107) が挙げられている。だとすれば、「分配」の対象を狭義の「経済的」なるものに限定して解釈することはできない。伊野は、「性別や異性愛家族の自然性を維持するように作用する経済性の問題」の分析の必要性を述べているが、ここでの「経済性の問題」とは、「異性愛的規範を支えるシステムそのもの」であり (伊野 2000: 252. 強調は引用者), 決して階級問題に還元できない、まさに「物質的」なるものと考えらるべきである。

### 3-2 社会制度と主体(化)

しかしより重要なのは、物質/文化であれ、経済/文化であれ、そうし

た二元論自体の、あるいは個々の差別や抑圧をその一方に割り振ることの妥当性である。実際、フレイザーも、ゲイやレズビアンが被っている「経済的不公平」の存在を認めている。彼/彼女らは、「即座に解雇されることもあれば、家族制度に基づいた社会福祉の恩恵を受けられないこともある」(Fraser 1995=2001: 111)。だが、それらは文化的問題の派生にすぎないと言う。

同性愛者たちの経済的不利益は、資本主義構造の網の目のなかに仕掛けられているものというよりは、承認関係のなかのヘテロセクシズムの結果として理解すべきなのだ。(Fraser 1998=1999: 248)

また同様に、「マルクス主義で言う労働者階級」も「深刻な文化的不公平」を被っているが、それは、「不当な文化構造に直接根差している」のではなく、「政治経済に由来し、その一方で階級の劣等性というイデオロギーが増殖し、搾取を正当化している」(Fraser 1995=2001: 109-10)のだとも言う。このように、セクシュアリティの領域にも、階級の領域にも、社会経済的問題と文化的問題との双方が見出せるのだとしたら、なぜこれらを、分配あるいは承認という一方に還元して考えるのだろうか。ヤングが述べるように、「政治経済の物質的な効果は、文化と分かちがたく結びついている」し、「アイデンティティの承認をめぐる正義の問題は、不可避免的に物質的経済的資源やその結果を伴うもの」(Young 1997: 148/154)であろう。

それにもかかわらず、フレイザーが分配/承認という区別を維持するのは、二つの救済策の間に矛盾を見出すからである。フレイザーによれば、「承認に対する要求は集団の分化を促す傾向にある」のに対し、「再分配に対する要求は集団の脱分化を促す傾向にある」(Fraser 1995=2001: 108)<sup>3</sup>。しかし、分析的に異なる二つの不公平を被る「二価共同体」の場

合,「政治経済と文化の両方を変える必要」があり,ここに「分配=承認のジレンマ」が生じる<sup>4</sup>.たとえば,ジェンダーの場合,「再分配の論理がジェンダーそのものを廃止しようとするのに対し,承認の論理は,ジェンダーの特異性の価値を設定しようとするからだ」(Fraser 1995=2000: 113).そこで彼女は,承認/分配という区分に交差する肯定/変容という軸を設定し,四種類の救済策を比較する.「肯定的救済策」とは,「基礎構造を乱すことなく……不公平な結果を修正すること」で,「変容的救済策」とは「基礎構造をまさしく再構築することによって,不公平な結果の修正を狙う救済策である」(Fraser 1995=2001: 115-6)<sup>5</sup>.そして,「再分配と承認のジレンマ」を「巧みにかわすことができるような救済策」(Fraser 1995=2001: 120)として,「変容的再分配」と「変容的承認」との組み合わせを提唱する.ここで,「変容的承認」は,集団(あるいは集団的アイデンティティ)について,「長期的には分化を動揺させ将来の再編成のための余地を作ろうとする」(Fraser 1995=2001: 117).

だが,フレイザーが肯定/変容という別の区分を持ち出したこと自体,

<sup>3</sup> たとえば,階級の搾取を克服するために必要な「プロレタリアートの務め」は,「階級としての自己を廃止すること」であるが,ゲイやレズビアンが被っている不公平の救済策は,「ゲイとレズビアンの性的特異性に肯定的な承認を与えること」だと言う(Fraser 1995=2001: 110-1).

<sup>4</sup> フレイザーは,「承認の政治」の側にC.テイラーのような立場を位置づけ,自らは,「承認の政治」と「分配の政治」の調停を試みていると言う.だが,「テイラーにとって差異の主張は必ずしも差異の保存を最終目的にしたものではなく,相互理解を得るためのプロセスの一つとして位置づけられている」(山下 2001: 195)と考えるのであれば,フレイザーの立場は,テイラーとさほど異なっていないように思える.むしろ,特定の差別・抑圧を,分配/承認の一方に振り分けた点で,現実認識としては,テイラーよりも問題が大きい.

<sup>5</sup> フレイザーは,「肯定的再分配」として「自由主義福祉国家」を,「肯定的承認」として「主流の多文化主義」を,「変容的再分配」として「社会主義」を,「変容的承認」として「脱構築」を,それぞれ例として挙げている(Fraser 1995=2001: 119).

そもそもの分配/承認という対立が、擬似問題にすぎなかったことを明らかにするものと言える。承認/分配という区分は、「再分配=承認のジレンマ」を分析するためのものであったが、それはあくまで戦略上の対立であって、しかも最終的には、肯定/変容という別の軸に置き換えられるべきものなのである。フレイザーは、当初の段階で「肯定的な承認と両立しないものとして変容的分配を概念化したために、……フェミニズムと反人種主義の運動の目標が内的に矛盾するものとして現れるという説明を構築するのに成功したのである」(Young 1997: 152)。

ヤングの指摘するように、フレイザーの所論は、フェミニズムや反人種主義の社会運動が、経済的・物質的な不利益の問題を無視していたかのような誤解や誇張にもとづいている(Young 1997: 148)。だが、ヤングが、「文化的な承認を経済や政治的正義の手段と理解すべき」(Young 1997: 148)と述べる時、今度は、アイデンティティの問題を、物質・経済の問題に還元してしまっていることにならないだろうか。「個人や集団は、もし彼らをとりにくく人々や社会が、彼らに対し、彼らについての不十分な、あるいは不名誉な、あるいは卑しむべき像を投影するならば、現実に被害や歪曲を被る」(Taylor 1994=1996: 38. 強調は引用者)のであるから、文化的承認の問題を、単に経済的問題の手段と考えてはならない。

したがって、特定の差別・抑圧の問題(本稿の課題で言えば、異性愛主義)を、分配/承認、物質/文化という区分の一方に割り当てるのでもなく、また一方を他方に還元するのでもなく、「物質的なるものと文化的なるものの絡み合い」(Young 1997: 158) 自体を問題にする必要がある。そして、このとき重要なのは、社会制度の物質的側面とアイデンティティの文化的側面とが不可分であるのならば、(たとえ物質的側面を論じるときでも) 特定の主体のあり方を所与として設定してはならないということである。

フレイザーは、「変容的承認」に「脱構築」という名称を与え、「脱構築

的フェミニズムが長期的に目標としているのは、……ジェンダーの二分法が、種々の差異からなるネットワークに置き換えられた文化であるが、これらは多様で変化しやすく、複合的で互いに交差し合うものでなければならぬ」(Fraser 1995=2001: 122)と述べているが、竹村和子によれば、フレイザーの言う「脱構築」とは、「それまで同一視されていた集団」に「べつの差異化軸が導入される」にすぎず、「否定的な意味がつけられたアイデンティティを転覆することにはなりえない」(竹村 2002: 230-1)。竹村は、フレイザーが、「民主主義化に対抗するアイデンティティ」と「現在の民主主義の拡張に寄与するアイデンティティ」の区別の必要性を述べていることなどから (Fraser 1997: 182-4. 翻訳は、竹村〔2002: 229〕による)、「フレイザーは、ある種のアイデンティティを留保なしに望ましいものと考えているということになる」(竹村 2002: 229)と結論づけるのである。

また、ヤングは、フレイザーの「脱構築」モデルを批判し、「連帯の政治は、それぞれの集団が、お互いに、〔相手の〕特有の見方や環境を承認し、敬意を表するときのみ、構築され、また維持される」のだと述べる (Yong 1997: 160)。もっとも、J-F. リオタールに依拠して「差異の政治」を提唱するヤングは、共同体のアイデンティティを素朴に信奉することを避け、共同体のなかで沈黙させられた「少数集団」や、「『私』の中で沈黙させられている他者の声」を重視する (向山 2001: 130-1)。だが、それぞれの「集団」や「他者」を差異化する軸自体は、疑われることはない。たとえば、彼女が「社会的平等」を「集団の差異の相互承認と肯定」とに結びつけるとき (Yong 1990: 191)、集団間の差異は、議論の前提として設定されてしまうのである。

このように、ヤングもフレイザーも、特定の差異を暗黙の前提として社会制度を論じている。しかし、何らかの差異が、そのようなものとして位置づけられていること自体を、社会制度の物質的側面との関係で考察する



べきなのである。

#### 4. 異性愛主義の物質的側面と(非)主体

##### 4-1 公私の分離と主体(化)

バトラーは、フレイザーとの論争の中で、「セクシュアリティ」の「社会的」な「規制」は、「政治経済作用の核心」にあるという認識を、「70年代と80年代の社会主義フェミニストたちやマルクス主義的精神分析論者たちによってなされた指摘のうちいまも有効なもののひとつ」だと評価する (Butler 1998=1999: 233).

この時期のフェミニストの議論の大部分は、家族を生産様式の一部と見なすだけではなくて、ジェンダーの生産そのものが、じつは規範的異性愛家族の再生産の規範に即した「人間そのものの生産」のなかに組み込まれているということを示そうとしていた。(Butler 1998=1999: 234)

だが、バトラーにとってジェンダーとセクシュアリティは不可分であるが、70年代のマルクス主義フェミニズムにおいては「セクシュアリティやそれに関連する問題が扱われてこなかった」(Riddiough 1981: 73). また、バトラーやフレイザーにとって、主体あるいは文化的アイデンティティをめぐる問題は重要なトピックであるが、「唯物論的フェミニズムの弱点」として、経済的・政治的・社会構造の「諸力が、いかに主体形成……のレベルを通して作動しているのかについての理解」の欠如が指摘される (McNay 2000: 16). そこで、ジェンダー/セクシュアリティに関する主体のあり方という観点から、(マルクス主義フェミニズムの言う)性差別の物質的側面について検討をしておきたい<sup>6</sup>.

上野千鶴子によれば、市場と家族の相互関係を理論化したことに、マル

クス主義フェミニズムの成果がある。公的領域たる市場は、モノ（エネルギー・資源と産業廃棄物）をインプット/アウトプットする「自然」とともに、ヒトをインプット/アウトプットする私的領域たる「家族」をその外部「環境」としている。市場での生産労働に対して、家族の領域で行われるのが、再生産労働である。つまり、市場は、次世代労働力の再生産（出産、養育）、現在の労働力の維持・再生産（労働者の食事・安息等）、労働力資源とはみなされない高齢者・障害者のケアを家族に依存する。私的領域における再生産労働を割り当てられるのは女性であるから、女性は無償の周辺労働力として搾取されることになる（上野 1990: 8-9）。

そして、この公私の分離という点から、「非異性愛者」の存在を考える時、彼/彼女らのおかれた不安定な位置が明らかになる。近代社会において、公的領域は性的に中立な（その実、「異性愛男性」のための）空間とされるとともに、セクシュアリティは私的な（プライベートな）こととみなされる。したがって、性的に有徴化された「非異性愛者」は、私的領域にとどまらざるをえない。しかし、私的領域たる「家族」は、異性愛を前提としているのである。こうした存在のあり方が、「(非)主体」としての「非異性愛者」だと言えるだろう（cf. 大貫 2001: 221-2）。かくして、「(非)主体」とは、社会空間上の位置を与えられる「真っ当な社会成員」に対して、社会的位置を与えられない存在と解することができる。

だが、このように考えると、性差別と異性愛主義は、べつの水準の出来事であるかのように思えるかもしれない。フレイザーも、以下のように述べている。

ジェンダーとセクシュアリティをあまりに強く束ねることにより、こ

<sup>6</sup> マルクス主義フェミニズムにおいては、資本制と家父長制の関係についても大きな争点となっており、こうした論点を、いわば現在の視点から読み直す作業も必要と思われる。

の分析は、一方では労働区分の中に明確な位置を占める（そしてその存在の大部分がこの事実によって成り立っている）集団と、他方ではそのような明確な位置を占めない集団との間の重要な区別を覆い隠してしまっているのだ。（Fraser 1995=2001: 129）

実際、すでにみてきたように「非異性愛者」は不可視の存在とされている。また、たとえば「性別役割分業」が存在するという程度に、「異性愛者/非異性愛者役割分業」が存在するとは言えないだろう。しかし、こうした不安定さこそが、家父長制構造と、すなわち性差別の物質的側面と密接に関連するのである。

マルクス主義フェミニズムが、性支配の物質的側面を論じるために理論化したのが、「家父長制」の「物質的基盤」というものである。それは、たとえば、「最も基本的には、男性による女性の労働力の支配」（Hartman [1979] 1981=1991: 49）、「女性の労働を搾取すること」（Sokoloff 1980=1987: 199）、「家事労働という不払い労働の家長男性による領有と、したがって女性の労働からの自己疎外という事実」（上野 1990: 66）として概念化される。しかし、こうした理論図式では、結局、性支配を、フレイザーの言う「分配の政治」に還元して解釈してしまうことになるだろう。従来、マルクス主義フェミニズムに対しては、下部構造決定論であるとの批判がなされてきた。だが、本稿では、下部構造と上部構造のどちらが規定因なのか、あるいは相互規定的なのかといった観点からではなく、「主体」の位置づけ方に注目したい。すなわち、ジェンダー規範の「原因」として設定されたはずの家父長制の「物質的基盤」において、あらかじめ「男」「女」という主体が前提とされてしまっているのである。むしろ、家父長制によって、「男」「女」という主体が構築されると考えるべきだろう。

## 4-2 異性愛主義と主体(化)

バトラーの「パフォーマティヴィティ」概念は、行為の起源としての「主体」を否定する。彼女は、「ひとは名づけられることによって、いわば社会的な場所と時間のなかに導かれる」(Butler 1997b=1998: 30-1)と述べるが、このとき社会的位置もまたパフォーマティヴに構築されると考えられる。「『位置 position』は単なる空間的な場所 location ではなく、時間的に産出された効果である」(Butler 1999: 125)。したがって、あらかじめ主体化された存在である「男」「女」が、社会空間上の公的領域と私的領域とに配置されるのではなく、公的領域を担う「男」と私的領域を担う「女」という主体のパフォーマティヴな構築を通じて、公私に分離した社会空間もまた産出すると考えるべきである<sup>7</sup>。それゆえ、フレイザーの言う「分配」の問題も、現象としては、すでにカテゴリー化されている主体間の財の不平等配分であるが、理論的には、財を非対称的に配分するような空間的位置に各主体が「呼びかけ」られた結果なのである。

だとすれば、家父長制の「物質的基盤」と呼ばれているものも、主体の外部に位置し、それを一方的に拘束しているものというよりは、各主体の空間的配置と捉えることができる<sup>8</sup>。そして、主体の構築と、その空間的配置が同時的なものであるのだから、ここにおいて、分配/承認、あるいは物質的なもの/象徴的なものという二元論は無効となるのだ。

では、こうした観点から、「非異性愛者」の存在をどのように考えるべきだろうか。E.K. セジウィックは、女を交換対象とするというミソジ

<sup>7</sup> このような主体と空間の捉え方については、池田心豪との共同研究の成果に負っている。池田・大貫(2002)を参照。

<sup>8</sup> 上野千鶴子は、「家父長制の唯物論的分析」とは、「家父長制もまた再生産労働と再生産物(子ども)の再生産・流通・分配の制度的配置として分析可能だという立場」だとした上で、家父長制の「起源や根拠を知らなくても、その近代に固有の存在様式を記述することはできる」と述べている(上野1991: 317)。本稿の論旨は、この「制度的配置」を「主体の配置」と読みかえたものとも言える。

ニーと、自分たちのホモセクシュアル的要素を否定するというホモフォビアとで構成されている男同士の結合を、「ホモソーシャル連続体」と呼ぶ。

ホモフォビアの中でも、男性が他の男性に向けるホモフォビアはミソジニスティックであるし、おそらく汎通的にそうしたものであることは指摘しておきたい (Sedgwick 1985=2001: 30)

ホモソーシャルな関係性においては、文化自体が、「男性と女性との間に確立されるのではなく、二つの男性の集団の間で確立されるのであり、(その中では) 女性は交換の対象の一つとして現れるにすぎないのであって、パートナーの一人として現れるのではない」(Sedgwick 1990=1999: 267-8). 「ホモセクシュアリティは……男性のホモソーシャルな連続体の排除されない部分との関係によって定義されて来た」から、男性にとって、ヘテロセクシュアルであるということは、「権利資格授受の標準的条件」である (Sedgwick 1990=1999: 269).

さきに、「(非)主体」としての「非異性愛者」を、公私の分離のなかで、「社会的位置を与えられない存在」と述べた。だが、このことは、公的領域にも、私的領域にも、「非異性愛者」が存在しないということの意味するものではない。そうではなく、そうした社会空間のあり方が、その成員を(原則として)「異性愛者」として扱っているということなのだ。つまり、異性愛主義とは、「異性愛者」による「非異性愛者」の搾取を帰結するものではなく、むしろ、異性愛を前提とした社会が成立していること、あたかも「非異性愛者」なるものは存在しないかのように社会が成り立っていることと考えるべきだろう。その結果、社会の真っ当な構成員たる「異性愛者」のアイデンティフィケーションにおいて「非異性愛的」要素は抑圧・棄却され、また非異性愛的行動をとる者、「非異性愛者」にアイデンティファイする者が社会から排除されるのである。

この意味で、バトラーが、「異性愛主義」の物質的側面を強調するあまり、「非異性愛者」が、あたかも当該カテゴリーを基盤として差別されているように記述し、「非異性愛者」を「階級」のアナロジーで語るとすれば (Butler 1998=1999: 236), それは誤りである (cf. 竹村 2001: 219). しかし、フレイザーのように「非異性愛者」の社会経済的不利益を、文化的誤認の派生物だと捉えるのも不適切である。

たしかに、「(非)主体」は、社会経済上の特定の場所に組み込まれていないから、当該カテゴリーにおいて直接的には物質的搾取の対象とはなりにくい。しかし、「非異性愛者」というアイデンティティもまた、社会経済的側面を裏側から支えているのである。すなわち、性別役割分業にもとづく公私の分離という社会空間は、異性愛主義を前提としているのだが、そのような異性愛主義をイデオロギー的に構成しうるには、「構造的他者」、棄却対象としての「非異性愛者」というアイデンティティが不可欠となる。

ようするに、「非異性愛者」は、このように否定的な形で、社会空間と関係しているのであり、一見、社会経済構造に組み込まれていないことによって、逆説的に社会経済構造に関わっているのである。

## 5. おわりに

本稿では、「(非)主体」という概念を手がかりに、「異性愛主義」における主体のあり方を検討してきた。すなわち、一見、社会空間上の特定の位置を与えられない「(非)主体」は、社会空間を構成する「真っ当な社会成員」のアイデンティティ形成を支えているという意味において、社会空間の産出の前提となるのである。

同時に本稿は、分配/承認、物質/象徴の二元論や、どちらか一方への還元では、制度と主体の関係を適切に理論化できないことを指摘した。そもそも前述のマックナイの批判は、象徴/物質という二元論を、かかる区

分を拒否するバトラーの理論に無理やり重ね合わせており、この意味では不適當なものと言える。もちろん、バトラー自身が、物質化や物質性について言及しながらも、社会制度の具体的な機制を十分かつ適切に論じてこなかったのは確かである。

したがって、物質/象徴の相互還元不可能性を、二元論に陥ることなく再定式化することが今後の課題となる。より具体的なレベルでは、特定の制度と特定の主体(化)のありようとの関係を検討する必要があるだろう。

#### 【文献】

- Bersani, Leo, 1988, "Is the Rectum Grave?," Douglas Crimp ed., *AIDS: Cultural Analysis / Cultural Activism*, The MIT Press. (=1996, 酒井隆史訳「直腸は墓場か?」『批評空間』第二期 8: 115-43.)
- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, Routledge. (=1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社.)
- Butler, Judith, [1991] 1993, "Imitation and Gender Insubordination," Henry Abelobe, Michèle A. Barale and David M. Halperin eds., *The Lesbian and Gay Studies Reader*, Routledge. (=1996, 杉浦悦子訳「模倣とジェンダーへの抵抗」『imago』7(6): 116-35.)
- Butler, Judith, 1993, *Bodies That Matter: On the Discursive Limits of "Sex"*, Routledge.
- Butler, Judith (interviewed by Peter Osborne and Lynne Segal), 1994, "Gender as Performance: An Interview with Judith Butler," *Radical Philosophy*, 67. (=1996, 竹村和子訳「パフォーマンスとしてのジェンダー」『批評空間』第二期 8: 48-63.)
- Butler, Judith, 1997 a, "Conscience Doth Make Subjects of Us All," *The Psychic Life of Power*, Stanford. (=2000, 井川ちとせ訳「良心がわたしたち皆を主体にする——アルチュセールの主体化/隷属化」『現代思想』28(14): 84-103.)
- Butler, Judith, 1997 b, *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, Routledge. (=1998, 竹村和子抄訳「触発する言葉——パフォーマンスティヴィティの政治性」『思想』892: 4-46.)

- Butler, Judith, 1998, "Merely Cultural," *New Left Review*, 227. (=1999, 大脇美智子訳「単に文化的な」『批評空間』第二期 23: 227-40.)
- Butler, Judith, 1999, "Performativity's Social Magic," Richard Shusterman ed., *Bourdieu: A Critical Reader*, Blackwell: 113-28.
- Foucault, Michel, 1976, *Histoire de la sexualité 1-La volonté de savoir*, Gallimard. (=1986, 渡辺守章訳『性の歴史I 知への意志』新潮社.)
- Fraser, Nancy, 1995, "From Redistribution to Recognition?: Dilemmas of Justice in 'Post-Socialist' Age," *New Left Review*, 212. (=2001, 原田真見訳「再分配から承認まで?——ポスト社会主義時代における公正のジレンマ」『アソシエ』2001年1月号: 103-35.)
- Fraser, Nancy, 1997, *Justice Interruptus: Critical Reflections on The "Postsocialist" Condition*, Routledge.
- Fraser, Nancy, 1998, "Heterosexism, Misrecognition and Capitalism: A Response to Judith Butler," *New Left Review*, 228. (=1999, 大脇美智子訳「ヘテロセクシズム, 誤認, そして資本主義——ジュディス・バトラーへの返答」『批評空間』第二期 23: 241-53.)
- Halperin, David M., 1995, *Saint Foucault: Towards a Gay Hagiography*, Oxford University Press. (=1997, 村山敏勝訳『聖フーコー——ゲイの聖人伝に向けて』太田出版.)
- Hartman, Heidi, [1979] 1981, "The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism," Lydia Sargent ed., *Woman and Revolution: A Discussion of the Unhappy Marriage of Marxism and Feminism*, South End Press. (=1991, 田中かず子訳「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚——さらに実りある統合にむけて」『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』勁草書房: 31-80.)
- 池田心豪・大貫挙学, 2002, 「バトラーのブルデュー批判から見えること——社会的位置の構築と主体(化)をめぐる問題」『現代社会理論研究』12: 89-100.
- 伊野真一, 2000, 「主体・アイデンティティ・エイジェンシー——バトラー理論の再検討」『現代思想』28(14): 247-55.
- McNay, Lois, 2000, *Gender and Agency: Reconfiguring the Subject in Feminist and Social Theory*, Polity.
- 大貫挙学, 2001, 「フェミニズム理論からみた近代と主体——公私の二重構造とジェンダー/セクシュアリティ」『哲学』三田哲学会, 106: 183-229.
- Riddiough, Christine, 1981, "Socialism, Feminism, and Gay/Lesbian Liberation," Lydia Sargent ed., *Woman and Revolution: A Discussion of the Un-*



## 異性愛主義と(非)主体

*happy Marriage of Marxism and Feminism*, South End Press: 71-89.

向山恭一, 2001, 『対話の倫理——ヘテロトピアの政治に向けて』ナカニシヤ出版.

Sedgwick, Eve K., 1985, *Between Men: English Literature and Male Homosocial Desire*, Columbia University Press. (=2001, 上原早苗・亀澤美由紀訳『男同士の絆——イギリス文学とホモソーシャルな欲望』名古屋大学出版会.)

Sedgwick, Eve K., 1990, *Epistemology of the Closet*, University of California Press. (=1999, 外岡尚美訳『クローゼットの認識論——セクシュアリティの20世紀』青土社.)

Sokoloff, Natalie, 1980, *Between Money and Love: The Dialectics of Woman's Home and Market Work*, Praeger Publishers. (=1987, 江原由美子・藤崎宏子・岩田知子・神谷雅子・竹中千香子訳『お金と愛情の間——マルクス主義フェミニズムの展開』勁草書房.)

竹村和子, 2001, 「『資本主義社会はもはや異性愛主義を必要としていない』のか——『同一性<sup>アイデンティティ</sup>』の原理をめぐってバトラーとフレイザーが言わなかったこと」上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房: 213-53.

竹村和子, 2002, 『愛について——アイデンティティと欲望の政治学』岩波書店.

Taylor, Charles, 1994, "The Politics of Recognition," K. Anthony Appia, Jürgen Habermas, Steven C. Rockefeller, Michael Walzer and Susan Wolf eds., *Multiculturalism*, Princeton. (=1996, 佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳「承認をめぐる政治」『マルチカルチュラルリズム』岩波書店: 37-110.)

上野千鶴子, 1990, 『家父長制と資本制——マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店.

上野千鶴子, 1991, 「唯物論的フェミニズムは可能である」『社会学評論』42(3): 316-8.

鶴殿えりか, 1999, 「モダニティ/セクシュアリティ/アイデンティティ——語りえぬものと近代の関係」海老根静江・竹村和子編著『女というイデオロギー——アメリカ文学を検証する』南雲堂: 171-88.

山下孝子, 2001, 「差異の承認と他者理解をめぐって——テイラー『承認をめぐる政治』の一考察」『政治学研究』慶應義塾大学法学部政治学科ゼミナール委員会, 31: 185-97.

Young, Iris M., 1990, *Justice and the Politics of Difference*, Princeton.

Young, Iris M., 1997, "Unruly Categories: A Critique of Nancy Fraser's Dual Systems Theory," *New Left Review*, 222: 147-60.